

職場における熱中症防止対策セミナーを実施 ～ 労働安全衛生規則の改正を受けて ～

令和7年7月9日



会場全体の様子

改正省令では、「**WBGT28度以上**又は**気温31度以上**の環境下で**連続1時間以上**又は**1日4時間以上**の実施」が見込まれる作業を行なう場合は、「**体制整備**」「**手順作成**」「**関係者への周知**」が事業者¹に義務付けられました。熱中症の重篤化防止に特化したものであり、「**熱中症の予防**」については茨城産業保健総合支援センターの協力により予防措置を説明しました。



茨城産業保健総合支援センターの産業保健相談員

茨城労働局（局長 佐藤悦子）は、本年6月に改正された労働安全衛生規則（以下「改正省令」という。）にかかるセミナーを7月9日、茨城県開発公社ビル4階大会議室にて行ないました。

セミナーは一般社団法人茨城県産業資源循環協会が主催し、会員約100名が出席。茨城労働局の担当者から「熱中症に係る労働安全衛生規則の改正について」の講演を行ない、続いて、茨城産業保健総合支援センターの産業保健相談員から「熱中症の予防対策について」の講演を行ないました。



茨城労働局の担当者

県内の熱中症による休業4日以上の災害は、令和6年に44人発生し、過去最多。死亡災害も4年連続で発生しているなど、今後も増加が懸念されています。

関係者の皆様においては、改正省令の重篤化防止の措置に加え、熱中症の予防についても留意して防止に努めてください。

【担当部署】茨城労働局労働基準部
健康安全課
電話：029-224-6215